

平成二十年十二月五日受領
答弁第二八二号

内閣衆質一七〇第二八二号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

遺族から提出された年金受給権者死亡届によると、平成二十年十一月三日である。

二について

受け取っていない。

三について

社会保険庁としては、各社会保険事務局に対し、平成二十年十二月四日までに調査結果を報告するよう指示しているところであり、当該調査結果については、できる限り速やかに取りまとめの上、公表したいと考えている。